

八尾市火災予防条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第32条の4 略 (設置の免除)</p> <p>第32条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第32条の3第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>第32条の6～第77条 略</p>	<p>第1条～第32条の4 略 (設置の免除)</p> <p>第32条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第32条の3第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>第32条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>第32条の6～第77条 略</p>